

犬鳴ダム漏水還元ポンプ設備点検整備業務委託 特記仕様書

(適用)

第1条 本特記仕様書は、福岡県直方県土整備事務所において発注する「犬鳴ダム漏水還元ポンプ設備点検整備業務委託」（以下「業務」という）に適用する。

(目的)

第2条 本業務は、福岡県直方県土整備事務所力丸・犬鳴ダム管理出張所が管理する下記場所に設置したポンプ設備について点検整備を実施し、各機能を正常な状態に維持することを目的とする。

- (1) 乙野ポンプ場 宮若市乙野地内
- (2) 乙野調整池 宮若市乙野地内
- (3) 平原ポンプ場 宮若市脇田地内

(業務)

第3条 受注者は、発注者の指示に従い業務を実施するものとする。

(規格値)

第4条 品質及び出来高の規格値は、原則として当該設備の完成図書に示す規格値によるものとし、完成図書に記載のない事項については、国土交通省機械設備工事監理指針を準用するものとする。

(業務の範囲)

第5条 業務の範囲は、別表－1～3「点検整備対象設備概要表」に示す設備の各機器及び装置全般の点検・整備とする。

(設備の操作)

第6条 受注者は、設備の運転操作を行うとき、監督職員の承諾を受けて行うものとする。

2 前項の運転操作に必要な電力に要する費用は、発注者が負担する。

(点検項目)

第7条 点検項目は、乙野ポンプ場点検表、乙野調整池点検表、平原ポンプ場点検表及び計装設備点検表によるものとする。

また、立会を必要とする項目は、別途監督職員の指示によるものとする。

なお、点検整備対象設備概要表に記載されていない項目であっても機能確認上当然必要な事項は、監督職員に報告し、これを充足するものとする。

(点検作業)

第8条 受注者は、設備に備え付けの特殊工具を使用する場合、監督職員の承諾を受けるものとする。

2 受注者は、設備の試運転について、事前に発注者の承諾を得るものとする。

3 受注者は、制御設備の各種リレー及びリミットスイッチ、保護継電器等について、作

動確認を行うものとする。

- 4 受注者は、点検時に異常箇所を発見した場合、速やかに監督職員に連絡、指示を受けるものとする。

(整備内容)

第9条 本業務で受注者が行う整備内容は、次のとおりとする。

(1) 全設備

点検設備の不良箇所の調整又は予備品を用いて簡単に行える点検・整備・清掃点検の内容は、設備を外部から目視及び点検用器具（ノギス、メガー、テストハンマー、テスター、マイクロメーター、塗膜厚計等）で点検し給油を行った後、機器の単独運転、機能確認及び調整を主に実施すること。

また、交換・更新を推奨する部品類・機器類について、業務報告書とは別に報告すること（予防保全の観点から更新を推奨する場合、その旨を記載すること）。

(2) 乙野ポンプ場

主ポンプ設備における配管及び弁類、補助機器設備、操作制御設備の点検、整備、試運転、準備、後片付け、油脂類の補給、調整池、ポンプ井の清掃及び敷地内清掃。

(3) 乙野調整池

点検整備及び敷地内清掃。

(4) 平原ポンプ場

操作制御設備の点検、整備、試運転、準備、後片付け、油脂類の補給、敷地内清掃。

(整備作業)

第10条 整備に必要な器具及び材料は、次項の場合を除き、受注者の負担とする。

- 2 受注者は、設備に備え付けの特殊工具や予備品を使用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。
- 3 使用する機器および工具については、校正期限内であるものを使用し、校正証明書を提出すること。

(業務計画書)

第11条 受注者は、契約締結後、7日以内に本業務の業務計画書を発注者に2部提出するものとする。

(点検整備委託業務報告書)

第12条 受注者は、本業務の完了後、発注者に業務報告書等を提出するものとする。

業務報告書等の提出部数は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------|----|
| (1) 点検整備委託業務報告書 | 2部 |
| (2) 業務写真 | 2部 |
| (3) 電子データ(CD) | 1部 |

なお、障害箇所に対する整備内容（原因及び処置等）について記載するほか、今後の整備の参考となる事項（交換を必要とする箇所等）について報告するものとする。